

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年9月30日 09時50分ごろ
発生場所	兵庫県香美町香住港北方沖 香住港東浜西防波堤灯台から真方位335° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯35° 40.8′ 東経134° 37.5）
事故の概要	遊漁船正栄丸は、西北西進中、また、ミニポート（船名なし）は、船首を西方に向けて漂泊中、両船が衝突した。 ミニポートは、操縦者及び同乗者が負傷し、左舷部に擦過傷等を生じ、また、正栄丸は、右舷船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年10月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 正栄丸、4.9トン HG3-50013（漁船登録番号）、個人所有 11.14m（Lr）×3.19m×0.87m、FRP ディーゼル機関、302.30kW、平成9年7月17日 第251-17754号（船舶検査済票の番号） B ミニポート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.23m×約1.56m×約0.40m、ゴム ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和53年6月30日 免許証交付日 令和4年7月7日 （令和10年3月20日まで有効） B 操縦者B 35歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 軽傷 2人（操縦者B、同乗者B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷

	B 左舷部に擦過傷、船尾トランサム凹損、ドーリー 1 個紛失
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、水温 約 27℃
事故の経過	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、釣り客 3 人を乗せ、遊漁の目的で、令和 4 年 9 月 30 日 09 時 30 分ごろ香美町^{あまるべ}余部埼北西方沖の釣り場（以下「本件目的地」という。）に向けて香美町^{あいたに}相谷漁港を出航した。</p> <p>船長 A は、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛け、GPS プロッター及び 0.5 M レンジとしたレーダーを作動させ、手動操舵で操船に当たり、約 12 ノット (kn) の速力（対地速力、以下同じ。）で西北西進した。</p> <p>船長 A は、香美町柴山港北東方沖に多数の船舶を認め、同船舶を避けながら航行し、同港北方沖において、船首方を見た際、本件目的地の僚船以外に航行の支障となる船舶はいないと思い、船首方を時折見ながら、GPS プロッター上に示された相谷漁港沖から本件目的地までの過去の航跡を見ながら西北西進を続けた。</p> <p>船長 A は、香住港北方沖を西北西進中、09 時 50 分ごろ、ジャリという音が聞こえてすぐに A 船の右舷方を通過していく B 船を認め、A 船と B 船とが衝突したことに気付いた。</p> <p>船長 A は、直ちに減速して機関を中立運転とし、船尾方を見たところ、B 船及び海面上に浮いている B 船の同乗者 1 人（以下「同乗者 B」という。）を認め、B 船の方に引き返し、操縦者 B 及び同乗者 B に声を掛けたところ、共に大丈夫との返事があり、同乗者 B は、A 船まで泳いで A 船から下ろされた梯子を自力で上った。</p> <p>船長 A は、118 番通報した際、同乗者 B が負傷していたので救急車も要請し、B 船を香住港にえい航した。</p> <p>B 船は、操縦者 B が 1 人で乗り、同乗者 B を乗せ、釣りの目的で、07 時 30 分ごろ香美町松ヶ埼北東方沖の沖ノグリと称する釣り場に向けて同町三田浜海水浴場の砂浜を出発した。</p> <p>B 船は、08 時 40 分ごろまで沖ノグリで釣りをを行い、09 時 00 分ごろから香住港北方沖で釣り場所を移動しながら釣りを行った後、船首を西方に向け、操縦者 B が船尾側の回転椅子に座り、同乗者 B が船首側のクーラーボックスに座って、船外機を停止し漂泊して釣りを行っていた。</p> <p>操縦者 B は、09 時 40 分ごろ、船尾方から B 船に向かってくる A 船を認め、避航しようと思っ船外機を始動しようとしたが始動せず、船外機を確認したところ燃料タンクの燃料がなくなっていたので、予備の燃料タンクから給油することとした。</p> <p>操縦者 B は、給油後、何度かリコイルスターターを引いて船外機を始動しようとしたが始動せず、更に接近する A 船を見て、同乗者 B と</p>

	<p>共に大声を出して手を振ったが、09時50分ごろB船船尾部とA船船首部とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、A船船首部に頭部が接触した後、海上に投げ出された。</p> <p>同乗者Bは、香住港に到着後、待機していた救急車により病院に搬送されて後頭部裂傷と診断され、後日、クリニックで受診した際、左肩関節捻挫及び外傷性頸部症候群の診断が追加された。</p> <p>操縦者Bは、B船に乗船したまま香住港にえい航された。</p> <p>操縦者Bは、後日、医院で受診したところ、頸椎捻挫、右股関節捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 船長Aの操船姿勢、写真3 B船(船尾方から撮影)、写真4 B船(右舷方から撮影) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、本事故当時、船首浮上による船首方の死角は生じていなかった。</p> <p>船長Aは、港口付近では多数のミニボートを見たことがあったが、陸岸から離れた本事故発生場所で、ミニボートが漂泊しているところを余り見掛けたことがなかった。</p> <p>船長Aは、柴山港北方沖で本件目的地を見た際、僚船以外に航行の支障となる船舶はいないと思ったが、B船の船体の色がグレーであったので、見えにくかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>B船の長さ(登録長相当)は、約2.91mであった。</p> <p>B船は船尾部から約3.0mの高さに赤色の旗を掲示していた。</p> <p>操縦者Bは、本事故発生場所で釣りを行った経験が約6回あり、漂泊して釣りをする船舶を見掛けたことはあったが、航過する船舶を見掛けたことがなかったため、安全な海域と思っていた。また、ふだんB船に向かってくる船舶を認めた場合、移動して避けるようにしていた。</p> <p>操縦者Bは、香住港に到着後、B船の船外機のリコイルスターターを引いて始動することを確認したが、これまでに海上で燃料がなくなると船外機が停止してから給油した事もあり、給油後すぐには船外機が始動しないこともあったため、漂泊中に燃料タンクの残量を確認し、燃料を給油しておけば良かったと思った。</p> <p>B船は、有効な音響による信号を有していなかった。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用しており、海上に投げ出された同乗者Bの救命胴衣は適切に膨張し、海面に浮上した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、香住港北方沖において約12knの速力で西北西進中、船長Aが、船首方を時折見ていたが、本件目的地の僚船以外に航行の支障となる船舶はないと思い、GPSプロッターの画面に意識を向けていたことから、進路線上で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、柴山港北方沖で船首方を見た際、本件目的地の僚船以外の船舶を認めなかったこと、及び本事故発生場所付近で船体の高さが低いミニボートを余り見掛けたことがなかったことから、進路線上に他船はないと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、香住港北方沖において船首を西方に向けて漂泊中、操縦者Bが、接近するA船を認めた際、船外機を始動して避航しようとしたところ、船外機の燃料がなくなっていたことから、予備燃料を給油して船外機を始動しようとしたが始動せず、A船に対して同乗者Bと共に大声を出して手を振ったがA船は気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、これまでに海上で燃料がなくなってから予備燃料を給油していたことから、まだ燃料があると思い、燃料タンクの残量を確認していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、香住港北方沖において、A船が約12knの速力で西北西進中、B船が船首を西方に向けて漂泊中、船長Aが、船首方を時折見ていたが、本件目的地の僚船以外に航行の支障となる船舶はないと思い、GPSプロッターの画面に意識を向けていたため、漂泊中のB船に気付かず、また、操縦者Bが、接近するA船を認めた際、船外機を始動して避航しようとしたところ、船外機の燃料がなくなっていたため、船外機を始動しようとしたが始動せず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、視認した船舶以外に進路上に他船がないものと思ひ込まず、常時適切な見張りを行い、高さの低い小型船舶を見落とさないようにすること。 ・ミニボートの操縦者は、漂泊しながら釣りをしている時に、接近する他船を認めた場合、余裕のある時機に機関を使用して船体を移動させることができるように、船外機をいつでも使用できる状態にしておくこと。 ・ミニボートの操縦者は、携帯式エアホーンなど、有効な音響による信号を行うことができる手段を装備することが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

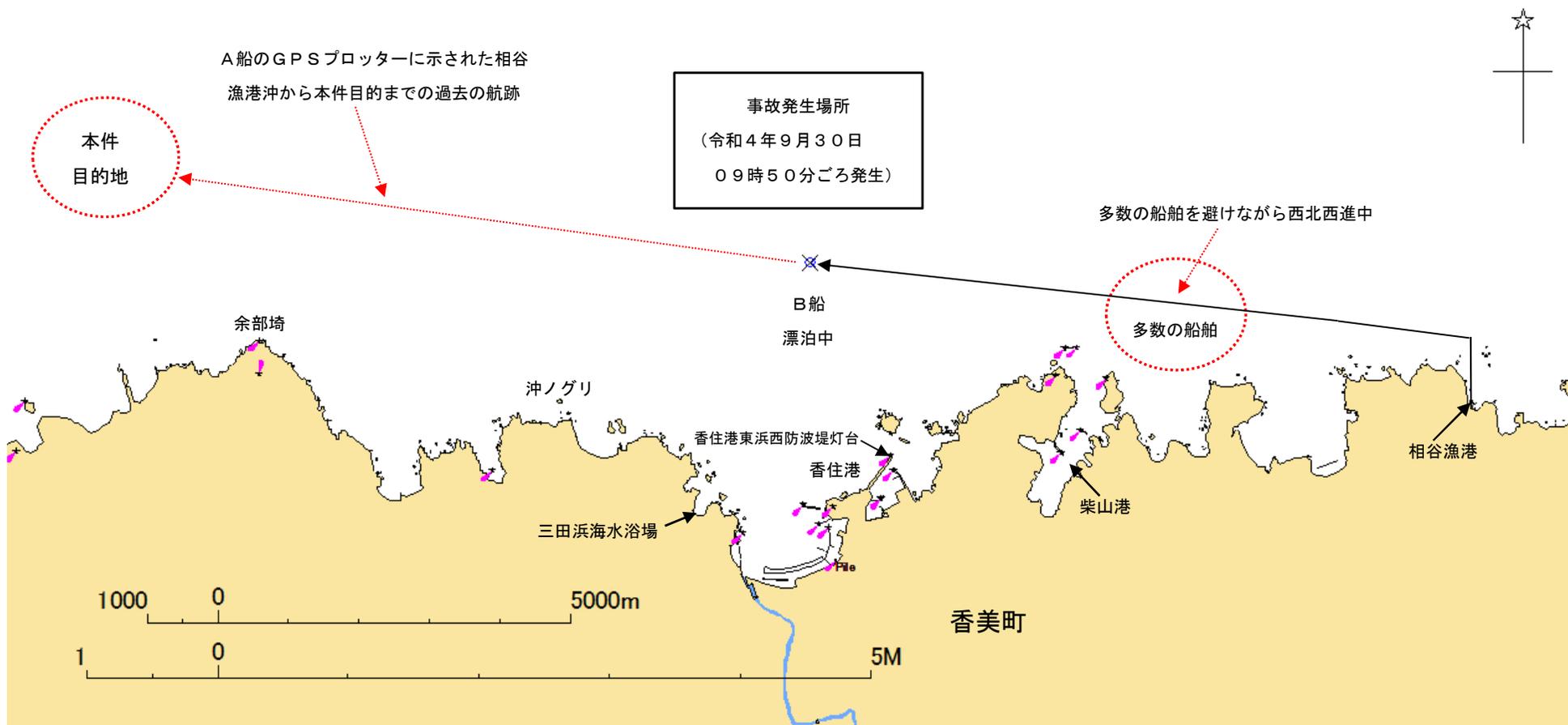


写真1 A船



写真2 船長Aの操船姿勢



写真3 B船（船尾方から撮影）



写真4 B船（右舷方から撮影）

